

プラ製容器包装・再資源化支援事業実施要綱

(制定) 令和2年5月1日付 2環資一第92号 環境局長決定

第1 要綱の目的

この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき都内区市町村が実施する全てのプラスチック製容器包装等の分別収集について、都が更なる再資源化を支援することにより、都におけるプラスチックの持続可能な利用を促進する「プラ製容器包装・再資源化支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、容器包装リサイクル法に基づき全てのプラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた準備（以下「準備事業」という。）及び分別収集を実施する区市町村に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。
- 2 都は、全てのプラスチック製容器包装等の分別実績の向上に取り組む区市町村に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 全てのプラスチック製容器包装 容器包装リサイクル法第2条第2項の特定容器であって、プラスチック製の白色トレイ、プラスチック製のトレイ（白色トレイを除く。）及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年省令第1号）別表第一 八の項に規定するプラスチック製容器包装（プラスチック製のトレイを除く。）の3品目をいう。
- 2 分別収集 容器包装リサイクル法第2条第5項の分別収集をいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 スタートアップ支援

(1) 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

(2) 補助事業の内容

次のいずれかに該当する事業とする。

なお、新たに実施するプラスチック製容器包装の分別収集は、7.3 kg/人・年（都内実施自治体平均値：平成29年度実績）の達成を目標とすること。

① 準備事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集の新たな実施に向けた調査又は住民への普及啓発等の事業

② 分別収集の実施事業

全てのプラスチック製容器包装の分別収集を新たに実施する事業。ただし、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域で実施している場合において、当該区域以外で新たに全てのプラスチック製容器包装の分別収集を実施する場合も補助事業とする。

(3) 補助対象経費

① 準備事業

補助金の交付対象とする経費は、全てのプラスチック製容器包装の分別収集の実施に向けた調査又は住民への普及啓発等の準備に要する経費であって別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

② 分別収集の実施事業

補助金の交付対象とする経費は、全てのプラスチック製容器包装の分別収集の実施に要する経費であって別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(4) 補助金交付額

補助金の交付額は、別表の補助金交付額の欄に掲げるとおりとする。

(5) 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から4年間までの事業に対して交付することとし、詳細は次のとおりとする。ただし、本事業における補助事業の対象期間は令和6年度までとする。

① 準備事業

準備事業の期間は1年間とする。ただし、1年間の実施後、追加の準備事業が必要な場合は、翌1年間に限り引き続き準備事業を実施することができ、補助金の交付対象とすることができる。

② 分別収集の実施事業

分別収集の実施事業の期間は、3年間までとする。ただし、準備事業を2年間実施した場合は、分別収集の実施事業の期間は、2年間までとする。

また、準備事業の補助を受けずに分別収集の実施事業の補助を受けることも可能とする。

2 レベルアップ支援

(1) 補助事業の実施主体

補助事業の実施主体は区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

(2) 補助事業の内容

補助事業は、全てのプラスチック製容器包装の分別収集を既に実施している区市町村が実施する事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 全てのプラスチック製容器包装の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。ただし、分別実績の向上に向けた取組を一部の区域で実施している場合、当該区域以外で新たに容器包装リサイクル法に基づく分別実績の向上に向けた取組を実施する場合は補助事業とする。

なお、分別実績の向上に向けた取組は、2030年までに14.5 kg/人・年（都内トップレベル水準：平成29年度実績）の達成を目標とする。

- ② ①の事業及び容器包装リサイクル法に基づき都内区市町村が分別収集する全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を、新たに実施する事業。ただし、全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を一部の区域で実施している場合、当該区域以外で新たに全てのプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別実績の向上に向けた取組を実施する場合は補助事業とする。

(3) 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、全てのプラスチック製容器包装等の分別実績の向上に向けた取組に要する経費で別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(4) 補助金交付額

補助金の交付額は、別表の補助金交付額の欄に掲げるとおりとする。

(5) 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から2年間までの事業に対して交付する。ただし、令和6年度に開始した事業については、令和6年度のみ補助対象とする。

3 他の都の補助金との重複申請の禁止

本補助事業の補助金と他の都の補助事業に係る補助金を重複して申請することはできない。

4 補助金の交付決定の手続き

補助金の交付申請の審査は、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の職員が行うものとする。

5 区市町村による都と連携した取組

(1) 事業方針に沿った取組

補助金の交付対象となった区市町村（以下「補助対象区市町村」という。）は、都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告その他の協力をするものとする。

(2) 事業の広域化に向けた取組

補助対象区市町村は、事業の実施による成果・効果等について積極的に広報等を行い、都内区市町村の全てのプラスチック製容器包装等の分別収集の促進に努めるものとする。

(3) 指導・助言

都は、必要に応じて、補助対象区市町村の取組に対して、指導・助言を行うことができるものとする。

第5 本事業の実施体制

都は次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4による補助金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4による補助金の交付を行うこと。
 - (2) 第5による補助対象区市町村への指導・助言及び補助対象区市町村からの報告の徴収、並びに補助事業の効果等に関する分析・検証の結果について都への報告を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第7 予算額等

令和2年度は110,274,000円とする。

令和3年度以降は、予算の範囲内で実施する。

第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5については、本事業の執行に必要な公社の定款変更が承認された日から施行する。

別表 補助事業の種類、内容及び補助対象経費（第4関係）

補助事業の種類 (メニュー)	補助金交付額	補助対象経費
(1) スタートアップ 支援	<p>(1) 分別収集実施に向けた準備経費</p> <p>① 補助対象経費 1,000万円又は事業実費額のいずれか低い額とする。</p> <p>② 補助割合 1/2</p> <p>③ 補助上限額 500万円</p> <p>(2) 分別収集に係る収集運搬・中間処理経費</p> <p>① 補助対象経費 800円(補助単価)×自治体の総人口の総額(※一部の区域で実施する場合は、その区域内の総人口)又は事業実費額のいずれか低い額とする。</p> <p>② 補助割合</p> <p>実施1年度目 … 1/2</p> <p>実施2年度目 … 1/3</p> <p>実施3年度目 … 1/4</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金</p> <p>収集運搬経費及び中間処理経費</p>
(2) レベルアップ 支援	<p>・ 分別実績向上の取組に係る経費</p> <p>① 補助対象経費 2,000万円又は事業実費額のいずれか低い額とする。</p> <p>② 補助割合 1/2</p> <p>③ 補助上限額 1,000万円</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金</p>